

暮らしの法律ナビ

No.40 成年後見制度に
対する親族の誤解

親族等の申立により判断能力が衰えた高齢者（以下「本人」という）のために家庭裁判所は成年後見人等を選任します。主な申立の動機は本人の預貯金解約、介護施設入所の契約締結、不動産の処分等が多いです。成年後見人は本人のために働く人と考えられています。が、本人のために親族の考え方が成年後見制度の趣旨から逸脱する事があります。①孫の学費を本人の預貯金から支払う→本人が孫の学費を支払うと言っていた。②本人名義の自宅を担保に息子がローンを利用しリフォーム工事を行う→本人が家を改修したいと言っていた。③相続税対策として生命保険契約をする→本人が生命保険契約を申

し込むと言っていた。等々、成年後見人が裁判所の監督のもとで本人に代わって財産運用的な事までできると誤解している場合があります。先の①と③は裁判所は許可しないでしょう。②は本人の介護等に必要な場合は許可される事があります。成年後見制度は本人の権利保護が目的です。ぜひ自分の判断能力が衰える前に専門家にご相談下さい。

**遺言・相続 成年後見
債務整理・破産 離婚 他**

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎ 079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com
 三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>